

八世紀の寺院による土地領有と国家

三河雅弘

讃岐国山田郡弘福寺領の実態と国家の土地把握

The Temple's Field Assessed by the Japanese Government in the 8th Century

MIKAWA Masahiro

はじめに

- ① 讃岐国山田郡弘福寺領と山田郡田図
- ② 山田郡田図に記載された弘福寺領
- ③ 国家による寺領の把握とその展開
おわりに

【論文要旨】

本稿は、八世紀以前に成立した寺領の八世紀における実態を解明し、さらに、それと国家による土地把握との関係を検討したものである。

これまでの研究は、八世紀初頭における寺領の実態や、同時期の国家による土地把握との関係について、主に八世紀中頃以降に作成された史料を軸に検討してきた。あわせて、八世紀の土地把握方法について条里地割の存在を前提に構築してきた。しかし、八世紀中頃以降の史料はあくまでも、その時点における状況を示した史料であることは留意される。また、土地把握方法についても、八世紀の広範な条里地割施工は想定できないことが近年の発掘成果によって示され、修正を求められている。

そこで本稿は、八世紀以前に成立した寺領である讃岐国山田郡弘福寺領を検討対象とした。同寺領は八世紀初頭から中頃かけての史料に恵まれており、同時期における寺領の実態や国家による土地把握との関係を理解していく上で、有効な事例である。国家による土地把握については、国家が班田作業時に設定した一町の方格網の存在に

注目し、それをもとに検討を進めた。検討の結果、次のことを明らかにした。

八世紀初頭の讃岐国山田郡弘福寺領は、田および田以外の地目などから構成されていた。八世紀初頭の国家は田記を作成し、同寺領における田の面積のみを把握していた。その後、国家は、八世紀中頃までに、一町の方格網による班田作業結果を記した班田図をもとに、田の所在確認を含めた把握を行っていった。これは成立が古い他の寺領に対しても同様に行われていたと想定される。さらに、八世紀中頃に入ると、寺院縁起資財帳の整備を通じて、田だけでなく田以外の地目などを含む地、すなわち寺領全体の把握へ向かっていった。

このように、八世紀初頭から中頃の国家は、寺領に対して田のみの把握から田だけではなく地の把握を展開していった。そして、国家は、こうした土地把握の展開をもとに、その後、寺院による班田を含めた新たな土地領有に対する認定や把握をしていった。

【キーワード】 古代国家、土地把握、班田作業、寺院の土地領有、田と地